

玉川大学学生生活規程

(主旨)

第1条 この規程は、玉川大学学生（以下「学生」という。）の学生生活の規範について定める。

(指針)

第2条 学生生活の指針は次のとおりとする。

- 1 玉川大学（以下「本大学」という。）の教育信条にのっとり、学則及び本大学の定める諸規程を遵守し、本大学学生の自覚を持ち、自分の行動に責任を持たなければならない。
- 2 他の人を敬い、人格を尊重し、偏見を持たず、社会を構成する一員としてマナーとモラルを守らなければならない。
- 3 課外活動は、学生自身を主体とした自主的な活動であり、自立性と協力精神を養い、個性を生かして人間形成を図り、教養を高めることを目的とするものである。課外活動に参加することは、各自の意思に委ねられているが、積極的に参加することが望ましい。
- 4 本大学は、その所在する地域社会及び住民との協力関係のうえに成り立つものであり、学生生活については地域との協調のもとに十分な自戒を持って生活しなければならない。

(学生証)

第3条 学生は、入学時に届け出た保証人の住所・氏名ならびに学生本人の住所・氏名に変更が生じたときは速やかに変更事項を授業運営課に届け出なければならない。

- 2 新入生は、入学時に学生証の交付を受けるものとする。
- 3 学生は学生証を必ず携帯し、学内においては所定のストラップ付ケースに入れて着用し、常に提示できる状態とする。本大学教職員及び警備員から求められたときは提示しなければならない。
- 4 本大学が実施する各種試験を受験するとき、及び証明書の請求、受領、施設利用や物品借用などするときは、学生証を提示しなければならない。
- 5 学生が学生証を紛失したときは速やかに授業運営課に再交付願いを提出し、所定の手数料を納めて再交付を受けなければならない。
- 6 学生が退学、除籍により本大学の籍を失ったときは、速やかに学生証を本大学に返還しなければならない。

(学生支援)

第4条 学生は、修学及び学生生活上のことについて支援を必要とするときは、学生支援センターに相談することができる。学生支援センターは、学生の修学及び学生生活の支援・指導ならびに学生相談を行う。

(定期健康診断)

第5条 学生は、自らの健康を管理するため、毎年定められた期間に保健センター 健康院が実施する定期健康診断を受けなければならない。ただし、教育学部教育学科通信教育課程の学生はこの限りではない。

- 2 健康診断の結果何らかの異常が認められたときは、必要に応じて治療または自宅療養を勧告することがある。
- 3 病気療養中のため休学中の者が、復学しようとするときは医師の診断書を提出しなければならない。

(服装)

第6条 学生は、華美な服装は避け、清楚な服装を心掛けるものとする。

- 2 公式行事や特に指定された場合は、男子は第一装としてダークスーツ、ネクタイ着用、女子は男子の第一装に見合う清楚な服装とし、校章バッジを着用するものとする。

(車両通学)

第7条 学生の通学手段は、原則として徒歩及び公共交通機関の利

用によるものとする。自転車による通学は、事前の登録を行った者に認められる。

2 物品の搬入搬出などで車両の乗り入れを行う場合は、事前の申請を受理された場合のみ許可される。

3 車両通学については別途定める。

(喫煙・飲酒など)

第8条 学生は、本大学の指定した場所以外で喫煙してはならない。

2 学生は、学内において飲酒してはならない。ただし本大学が特に認めた場合は除く。

3 学生は、学内において無断で焚火をしてはならない。

(課外活動の目的)

第9条 課外活動は、学生自身の自主的な活動を通して、自主性と協力精神を培い、自己の人格形成を図り教養を高め、個性の伸長を目指すことを目的とする。

(学生団体への入退会)

第10条 学生団体への加入・脱退は原則として学生個人の自由意思に任せられなければならない。団体の責任者は、加入・脱退に際して学生個人の意思を尊重しなければならない。

2 教育学部教育学科通信教育課程における学生会への加入は必須とする。

(学生団体の活動停止・解散)

第11条 本大学は、学生団体の活動が課外活動の本来の目的から逸脱したとき、又は団体内の秩序を乱す行動やいじめ、ハラスメントなどがあった場合は、その団体に対し、活動停止又は解散の処置をとることができる。

(集会・行事・対外試合・研究活動等)

第12条 学生が集会・行事、対外試合などを開催し、又はそれらに参加するときは、目的、責任者氏名、参加者氏名、場所及び活動予定をその1週間前までに学生支援センター長に願い出て、許可を得なければならない。(学会・シンポジウム等研究活動に関係する願い出は、学部長・研究科長の許可を得ることとする。)ただし、本大学が特に指定した団体はこの限りではない。なお、集会・行事、対外試合・研究活動などが終了したときは結果報告書を提出するものとする。集会については別途定める。

(掲示・立看板)

第13条 掲示又は立看板は、掲示内容の写しを添えて、設置場所を学生支援センター長に願い出て、許可を得なければならない。

2 掲示又は立看板には、虚偽を記載もしくは他人の名誉を毀損又は風紀を乱すものであってはならない。掲示については別途定める。

(印刷物配布・放送)

第14条 学生が、印刷物を配布又は放送を行おうとするときは、事前にその内容、責任者氏名、場所及び時間を学生支援センター長に願い出て、許可を得なければならない。

(物品販売・募金)

第15条 学生が物品の販売又は募金活動をするときは、事前にその趣旨、責任者、時間及び場所を学生支援センター長に願い出て、許可を得なければならない。

(施設利用など)

第16条 学生が、課外活動などにより本大学の施設を利用するとき、備品を使用するときは、事前に学生支援センター長の許可を得なければならない。

2 学生は、学内に設置されている備品・器具などを無断で移動してはならない。移動を希望するときは事前に学生支援センター長の許可を得なければならない。

(公認団体)

- 第17条 学生が、公認団体を設立するときは、部長教員及び学生責任者の署名捺印のある願書に団体員名簿を添え、学生支援センター長の許可を得なければならない。
- 2 公認団体は、部長教員の指導のもと自主的・計画的に運営される組織によって活動しなければならない。
 - 3 公認団体については別途定める。

(政治・宗教活動)

- 第18条 学内において、本大学の使命の遂行を阻害するような特定の政党もしくは政治団体の政見・政策、又は特定の宗教団体の目的を実現するための活動は、個人・団体を問わず禁止する。ただし、学生支援センター長の許可を受けた場合はその限りではない。

(マスコミ出演など)

- 第19条 学生は、テレビ出演又は雑誌掲載などの際には、事前に願い出て許可を得なければならない。マスコミ出演などについては別途定める。

(商行為)

- 第20条 学生は、学内において、特定の企業や団体及び個人の営利を目的とした営業活動又はそれに類する勧誘活動を行ってはならない。

(処分)

- 第21条 本規程を遵守せず又は違反したときは本大学の定める玉川大学学生処分規程によって処分される場合がある。

(不服申し立て)

- 第22条 学生個人又は学生団体は、学内で不当な取り扱いを受けたときは、学生支援センター長にその旨申し立てることができる。

(事務主管)

- 第23条 本規程に係る事務主管は、学生支援センターとする。

(附則省略)

玉川大学学生車両通学細則

(主旨)

- 第1条 この細則は、玉川大学学生生活規程第7条に基づき、教育環境を守り、事故やトラブルを未然に防止するため、玉川大学（以下「本大学」という。）に車両で通学する場合に必要な事項を定める。

(対象)

- 第2条 本大学に在籍するすべての学生を対象とする。

(自動車通学などの禁止)

- 第3条 自動車等運転免許を必要とするすべての車両（以下「自動車」という。）による本大学校地内外への通学は禁止する。
- 2 登録のない自転車による通学は、これを禁止する。

(処分)

- 第4条 この細則の定めるところに違反した学生には処分を課する。

(自動車通学禁止の内容)

- 第5条 自動車による通学の禁止は次の各号に該当する場合をいう。
- (1) 学生本人が自動車を運転し本大学及び本大学の学外校地へ通学したとき
 - (2) 学生が他人の運転の自動車（保護者・タクシー等の送迎を含む。）に同乗して本大学へ通学したとき
 - (3) 学生が本大学の周辺地域へ自動車を違法駐車したとき
 - (4) 学生が所有する自動車を他者に貸与し、その自動車が前号に該当したとき
 - (5) 学生が本大学校地外で行う教育活動への通学や運搬に自動車を運転したとき

(自動車通学の特例)

- 第6条 身体の障害・健康、教育上などの事由、又は本大学が特に自動車通学を必要と認めた場合は、次の各号に限り本大学が審議し特別に自動車通学を許可することがある。
- (1) 父母等の運転する自動車による送迎
 - (2) 本大学が提示する条件を満たした乗入れ

(自動車乗入れの許可)

- 第7条 教育・研究などの遂行上必要な物品などの搬送で車両が必要とされる場合は、校地内に車両の乗入れを許可することがある。車両乗入れの申請は搬送の1週間前までに学生支援センターで行い、学生支援センター長が許可する。

(自転車登録)

- 第8条 本大学内へ通学する者の自転車登録は、学生支援センターで行い登録証を自転車に貼付しなければならない。

(遵守事項)

- 第9条 自転車の本大学校地内の利用にあたっては、以下の各号に決める事項を遵守しなければならない。
- (1) 歩行者の安全に特に配慮して、安全な運転を励行する
 - (2) 授業などでの校舎間の自転車による移動は禁止する
 - (3) 駐輪は登録時に指定された駐輪場を使用する
 - (4) その他学校法人玉川学園教職員の指示に従う

(違反自転車の処分)

- 第10条 未登録自転車及び放置自転車を発見したときは、回収し一定期間保管後廃棄処分する。
- 2 遵守事項が守られない場合には、自転車での通学を禁止とする。

(事務主管)

- 第11条 この細則の事務主管は学生支援センターとする。

(附則省略)